

みんなが社会の
インフルエンス！

金子みゆ／福岡県宗像市出身

衆議院議員

10.27日
投票日

総選挙

最高裁判所
裁判官
国民審査

18歳
から
投票！
できます！

投票日に予定がある方は、期日前投票ができます。

〈期間〉10/16～10/26(午前8時30分から午後8時まで)

※一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合があります。

〈場所〉お住まいの市区町村の市区役所・町村役場等に設けられる期日前投票所

※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。



福岡県選挙管理委員会・
福岡県明るい選挙推進協議会

今、この一票が未来をひらく。

<https://fukuoka-pref-senkan.com/50senkyo/>



衆議院の選挙制度

- 小選挙区選挙と比例代表選挙の二つの選挙によって議員を選びます。
- 小選挙区選挙は1選挙区から一人の議員を選びます。福岡県は11選挙区に分かれています。
- 比例代表選挙は全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員を選びます。福岡県は九州ブロック(定数:20人)に属します。



投票上の注意

- 1 投票所入場券を持って、入場券に記載された投票所へ行きましょう。**
※入場券が届かなかったり、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。
- 2 投票用紙の色は「小選挙区選挙」が「あさぎ色」、
「比例代表選挙」が「ピンク色」です。**
- 3 小選挙区選挙の投票用紙には、
一人の候補者名だけを記入してください。**
(他のことを記入すると投票が無効になる場合があります。)
- 4 比例代表選挙の投票用紙には、
政党名だけを記入してください。**



- 5 国民審査の投票方法**
投票用紙にあらかじめ裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に×を書きます。

×			書 く 欄
裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官	裁 判 官 の 名

※×印以外の記号(例えば○等)を書くと、無効になりますのでご注意ください。

満18歳未満の子どもを連れて、投票所に入ることができます。

期日前投票



投票日に仕事や用事、旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

期日前投票場所

市区役所、町村役場等の
期日前投票所

※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。

期日前投票時間

午前8時30分から午後8時まで

※10月26日(土)まで投票できます。

※一部の期日前投票所では、投票時間が異なる場合があります。

不在者投票

- 投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票のほか、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。事前に投票用紙等の請求が必要になりますので、お早めに市区町村の選挙管理委員会にお尋ねください。
- 「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」をお持ちで一定の要件に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等による不在者投票ができます。

代理投票の制度

病気や、けがなどで字が書けない方のために、係員が代わって投票用紙の記入を行う代理投票の制度があります。利用されたい方は投票所でお申し出ください。

18歳から選挙権！

- 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査では、平成18年10月28日までに生まれた方は投票をすることができます。
- 選挙権を持っていても、実際に選挙で投票するためには、市区町村が作成している選挙人名簿に登録されていなければなりません。選挙人名簿に登録するためには、満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上同じ市区町村の住民基本台帳に記載されていなければなりません。
「大切なあなたの一票を国に届けるために、投票に行きましょう!」

在外国民審査等

海外に住まわれる方や船員の方は、国民審査についても、在外投票や洋上投票ができるようになりました。

インターネットを利用した選挙運動について



- 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、X(旧Twitter)やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画継中継サイト等)を利用した選挙運動はできませんが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。
- 候補者や政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。
- 18歳未満の方は選挙運動ができませんので、インターネットを利用した選挙運動も禁止されています。

問い合わせ先

投票所の場所や投票時間について、詳しくは、お手元に届いている「投票所入場券」やお住まいの市区町村の広報等でご確認ください。また、投票に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村(北九州市・福岡市にお住まいの方は区)の選挙管理委員会にお尋ねください(選挙管理委員会は、市区役所、町村役場内にあります。)